

(別記)

しまねの農林水産物消費拡大応援事業(農林産物)

第1 事業実施主体の要件

農林業者若しくは流通事業者等であること。なお、事業分類は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する統計基準(日本標準産業分類)に則する。ただし、農林業者は第2(2)に規定する者とする。また、参画する事業者には農林業者及び流通事業者を含むこと。

第2 対象となる取組

(1) 複数事業者による連携

農林業者と流通事業者を含む複数の事業者が共同実施することにより、農林業者はマーケットニーズを踏まえた品目や栽培技術等の導入、生産拡大等に取り組む、流通事業者等を通じた新商品の開発、販売拡大、県内消費拡大を図る取組を対象とする。

これまで試験的に取り組んできた内容を、拡大実践する取組も対象とする。

(2) 参画する事業者の要件

法人、個人、任意団体等の別を問わない。

第3 対象となる農林産物

参画している農林業者が生産した農林産物(1次産品の生鮮食品)及び当該農林産物を原材料とした加工品

第4 対象となる販売先

本事業は県内消費を拡大させることを目的としていることから、原則として販売先は県内とするが、一部県外が含まれても差し支えない。ただし、県外販売が主となる取組は対象外とする。